

提供等をする外国の名称及び制度等に関する情報の一覧

株式会社ユーザベース及びその子会社・関連会社（以下「ユーザベースグループ」といいます。）が、個人データを提供する可能性のある第三者の所在する外国（本邦の域外にある国又は地域をいいます。）の名称及び個人情報の保護に関する制度の概要は、下記のとおりです。なお、下記一覧には、ユーザベースグループが個人データを保管する可能性のある第三者又はサーバーの所在する外国も含まれております。

EU 及び英国につきましては、「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国」として認められていることから、下記一覧には含めておりませんが、これらの外国に所在する第三者対しても個人データの提供又は保管等を行う可能性があります。

記

アメリカ合衆国 (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf)

アラブ首長国連邦 (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/arab_report.pdf)

インド (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/india_report.pdf)

インドネシア共和国 (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/indonesia_report.pdf)

オーストラリア連邦 (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/australia_report.pdf)

カナダ (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/canada_report.pdf)

シンガポール共和国 (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/singapore_report.pdf)

スイス連邦 (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/switzerland_report.pdf)

スリランカ民主社会主義共和国（下記のとおり）

タイ王国 (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/thailand_report.pdf)

チリ共和国（下記のとおり）

大韓民国 (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/korea_report.pdf)

台湾 (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/taiwan_report.pdf)

中華人民共和国 (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/china_report.pdf)

ニュージーランド (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/newzealand_report.pdf)

フィリピン共和国 (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/philippin_report.pdf)

ベトナム社会主義共和国 (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/vietnam_report.pdf)

香港 (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/hongkong_report.pdf)

マレーシア (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/malaysia_report.pdf)

※個人データの提供又は保管の有無並びに対象国は、ご利用いただくサービス、ご契約の内容等によって異なります。全ての個人データが、上記全ての国に提供・保管されるものではありません。

以上

スリランカ民主社会主義共和国の個人情報の保護に関する制度の概要

個人情報の保護に関する制度の有無	<p>現時点で施行済みの包括的な法令は存在しない。ただし、全面施行には至っていないが、2022年3月9日に個人データ保護法（Personal Data Protection Act）が成立している。</p> <p>個別の分野に適用される法令のうち代表的なものとして、以下の法令が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none">■ 銀行法（Banking Act）<ul style="list-style-type: none">- 施行状況：1988年施行- 対象機関：免許を受けた商業銀行又は特殊銀行- 対象情報：銀行の全ての取引、その顧客及び全ての者の勘定の状況並びにこれらに関連する全ての事項■ 電気通信法（Telecommunication Act）<ul style="list-style-type: none">- 施行状況：1991年施行- 対象機関：全ての電気通信職員又は電気通信システムに関連する公務に従事する者- 対象情報：電気通信システムによって送信されたメッセージ又はその利用情報■ 金融業法（Finance Business Act）<ul style="list-style-type: none">- 施行状況：2011年施行- 対象機関：金融会社- 対象情報：金融会社の全ての取引、その顧客及び全ての者の勘定の状況並びにこれらに関連する全ての事項■ ファイナンスリース法（Finance Leasing Act）<ul style="list-style-type: none">- 施行状況：2001年8月1日- 対象機関：ファイナンスリース業を行う者- 対象情報：ファイナンスリース法に基づく責務の遂行において取得した情報
------------------	--

個人情報保護に関する制度についての指標となり得る情報	OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利については、以下のとおり。	
	① 収集制限の原則	該当する規定は不見当である。
	② データ内容の原則	該当する規定は不見当である。
	③ 目的明確化の原則	該当する規定は不見当である。
	④ 利用制限の原則	該当する規定は不見当である。
	⑤ 安全保護の原則	該当する規定は不見当である。
	⑥ 公開の原則	該当する規定は不見当である。
	⑦ 個人参加の原則	該当する規定は不見当である。
	⑧ 責任の原則	該当する規定は不見当である。
OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利	EU の十分性認定 ¹ ：なし APEC の CBPR システム ² ：なし	
その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人情報の域内保存義務に係る制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの — ■ 事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課す制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの <ul style="list-style-type: none"> ① <u>コンピュータ犯罪法</u> 	

¹ EU の十分性認定を取得した国又は地域は、個人情報保護委員会が我が国と同等の保護水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有する外国等として指定している EU (EU 加盟国及び欧州経済領域の一部であるアイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタイン) の個人情報の保護に関する制度である GDPR 又はその前身のデータ保護指令に基づき、欧州委員会が十分なデータ保護の水準を有していると認められる旨の決定を行っている国又は地域であることから、概ね我が国と同等の個人情報の保護が期待できる。このような意味において、EU の十分性認定を取得した国又は地域であることは、「個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報」に該当する。

² APEC の CBPR システム参加の前提として、APEC のプライバシーフレームワークに準拠した法令を有していること、及び CBPR 認証を受けた事業者やアカウントビリティエージェントにおいて解決できない苦情・問題が生じた場合に執行機関が調査・是正する権限を有していること等が規定されていることから、我が国と同じく APEC の CBPR システムに参加しているエコノミーにおいては、APEC のプライバシーフレームワークに準拠した法令と当該法令を執行する執行機関を有していると考えられるため、個人情報の保護について概ね我が国と同等の保護が期待できる。このような意味において、我が国と同じく APEC の CBPR システム参加エコノミーであることは、「個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報」に該当する。なお、APEC の CBPR システムの対象は、民間部門である。

- 警察官等の公務員は、コンピュータ又は情報システム内に保有されている情報にアクセスすることができる。
 - 同法に基づく事業者が保有する個人情報のアクセスに関しては、例えば、以下の点に関する規定が存在しない。
 - アクセスの実施に関する制限及び手続
 - 法令において特定された目的（又は当該目的と矛盾しない正当な目的）の達成に必要な範囲でのアクセス実施
 - アクセスの実施に関する独立した機関からの承認
 - 取得された情報の取扱いの制限・安全管理
 - アクセスの実施に関する透明性の確保
- ② 支払機器詐欺法
- 警察官等の公務員は、コンピュータ又は情報システム内に保有されている情報にアクセスすることができる。
 - 同法に基づく事業者が保有する個人情報のアクセスに関しては、例えば、以下の点に関する規定が存在しない。
 - アクセスの実施に関する制限及び手続
 - 法令において特定された目的（又は当該目的と矛盾しない正当な目的）の達成に必要な範囲でのアクセス実施
 - アクセスの実施に関する独立した機関からの承認
 - 取得された情報の取扱いの制限・安全管理
 - アクセスの実施に関する透明性の確保
- ③ 内国歳入法
- 内国歳入庁長官は、税金の支払のためのある者の責任の決定、特定の者から税金を徴収するための情報収集又は内国歳入法に定める犯罪に関する特定の者の調査もしくは訴追に関連する情報収集

の目的のために、当該者の銀行口座に関する銀行の記録を検査することができる。

- 同法に基づく事業者が保有する個人情報のアクセスに関しては、例えば、以下の点に関する規定が存在しない。
 - アクセスの実施に関する制限及び手続
 - アクセスの実施に関する独立した機関からの承認
 - 取得された情報の取扱いの制限・安全管理
 - アクセスの実施に関する透明性の確保

④ 金融取引報告法

- 同法に基づいて設立される金融情報部門は、金融機関が違法行為又はマネーロンダリングもしくはテロ資金供与の犯罪に関連すると判断した場合、かかる金融機関の記録を審査し、そのデータベース内で得た情報を収集することができる。
- 同法に基づく事業者が保有する個人情報のアクセスに関しては、例えば、以下の点に関する規定が存在しない。
 - アクセスの実施に関する制限及び手続
 - アクセスの実施に関する独立した機関からの承認
 - 取得された情報の取扱いの制限・安全管理
 - アクセスの実施に関する透明性の確保

⑤ 外国為替法

- 中央銀行は、対象ディーラーその他の者の外国為替取引又は外国資産を調査する目的のため、対象ディーラーに対し、かかる調査のために、帳簿又はその他の書類を提出させることができる。
- 同法に基づく事業者が保有する個人情報のアクセスに関しては、例えば、以下の点に関する規定が存在しない。
 - アクセスの実施に関する制限及び手続
 - アクセスの実施に関する独立した機関からの承認

	<ul style="list-style-type: none">• 取得された情報の取扱いの制限・安全管理• アクセスの実施に関する透明性の確保 <p>⑥ <u>消費者問題局法</u></p> <ul style="list-style-type: none">- 消費者問題局は、いずれかの者に対して、書面での通知により、かかる通知に明記された、CAA に基づく職務の適切な遂行のために必要であると消費者問題局が認める情報の提供又は文書の提出を要請することができる。- 同法に基づく事業者が保有する個人情報のアクセスに関しては、例えば、以下の点に関する規定が存在しない。<ul style="list-style-type: none">• アクセスの実施に関する制限及び手続• 法令において特定された目的（又は当該目的と矛盾しない正当な目的）の達成に必要な範囲でのアクセス実施• アクセスの実施に関する独立した機関からの承認• 取得された情報の取扱いの制限・安全管理• アクセスの実施に関する透明性の確保
--	--

(2022年3月3日更新)

チリ共和国の個人情報の保護に関する制度の概要

個人情報の保護に関する制度の有無	<p>包括的な法令として、以下の法令が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ データプライバシー法（Chilean Law No.19,628 on Protection of Private Life。通称 “the Data Privacy Act”。以下「DPA」という。） <ul style="list-style-type: none"> - URL：https://www.bcn.cl/leychile/navegar?idNorma=141599. - 施行状況：1999年8月28日施行 - 対象機関：個人データを処理する個人又は公的機関及び民間団体。 - 対象情報：識別された又は識別可能な個人に関する全てのデータ（以下「個人データ」という。） <p>※ なお、現在、DPAの改正法案がチリ上院で審議されており、2022年中に制定予定である。</p>
個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報	<p>EUの十分性認定³：なし</p> <p>APECのCBPRシステム⁴：なし</p>
OECDプライバシーガイドライン8原則 ⁵ に対応する事業者等の義務又は本人の権利	<p>OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する事業者等の義務及び本人の権利については、以下のとおり。</p>

³ EUの十分性認定を取得した国又は地域は、日本の個人情報保護委員会が日本と同等の保護水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有する外国等として指定しているEU（EU加盟国及び欧州経済領域の一部であるアイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタイン）の個人情報の保護に関する制度であるGDPR又はその前身のデータ保護指令に基づき、欧州委員会が十分なデータ保護の水準を有していると認められる旨の決定を行っている国又は地域であることから、概ね日本と同等の個人情報の保護が期待できる。このような意味において、EUの十分性認定を取得した国又は地域であることは、「個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報」に該当する。

⁴ APECのCBPRシステム参加の前提として、APECのプライバシーフレームワークに準拠した法令を有していること、及びCBPR認証を受けた事業者やアカウントビリティエージェントにおいて解決できない苦情・問題が生じた場合に執行機関が調査・是正する権限を有していること等が規定されていることから、日本と同じくAPECのCBPRシステムに参加しているエコノミーにおいては、APECのプライバシーフレームワークに準拠した法令と当該法令を執行する執行機関を有していると考えられるため、個人情報の保護について概ね日本と同等の保護が期待できる。このような意味において、日本と同じくAPECのCBPRシステム参加エコノミーであることは、「個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報」に該当する。なお、APECのCBPRシステムの対象は、民間部門である。

⁵ OECDプライバシーガイドライン8原則は、OECD加盟国はもとより国際的な個人情報保護への取組において参照される基本原則としての役割を果たし、各国が個人情報保護制度を整備するにあたっては、事実上の世界標準として用いられている。

	① 収集制限の原則	DPAに規定されている。	
	② データ内容の原則	DPAに規定されている。	
	③ 目的明確化の原則	DPAに規定されている。	
	④ 利用制限の原則	DPAに規定されている。	
	⑤ 安全保護の原則	DPAに規定されている。	
	⑥ 公開の原則	該当する規定は不見当である。	
	⑦ 個人参加の原則	DPAに規定されている。	
	⑧ 責任の原則	DPAに規定されている。	
<p>その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人情報の域内保存義務に係る制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの <ul style="list-style-type: none"> — ■ 事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課す制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの <ul style="list-style-type: none"> ① <u>データプライバシー法</u> <ul style="list-style-type: none"> - 公的機関（政府機関を含む。）は、対象となる個人データが当該公的機関の権限の範囲内に属し、関連する法律に従うことを条件に、データ主体の同意を必要することなく、当該個人データを処理することができる。 ② <u>その他</u> <ul style="list-style-type: none"> - 金融市場委員会、電気・燃料監督庁、労働局、保健監督庁及び金融分析部門等の、監視機能を有する公的機関を規定する法令には、通常、その管轄権の範囲内の事業体から情報を収集することを認める具体的な規定が含まれる。個人データを収集するための法的根拠の文言は、明示的な許可から法的義務の履行のための情報の使用に関する一般的な言及にまで及ぶ場合があることに留意されたい。 		

(2022年3月3日更新)